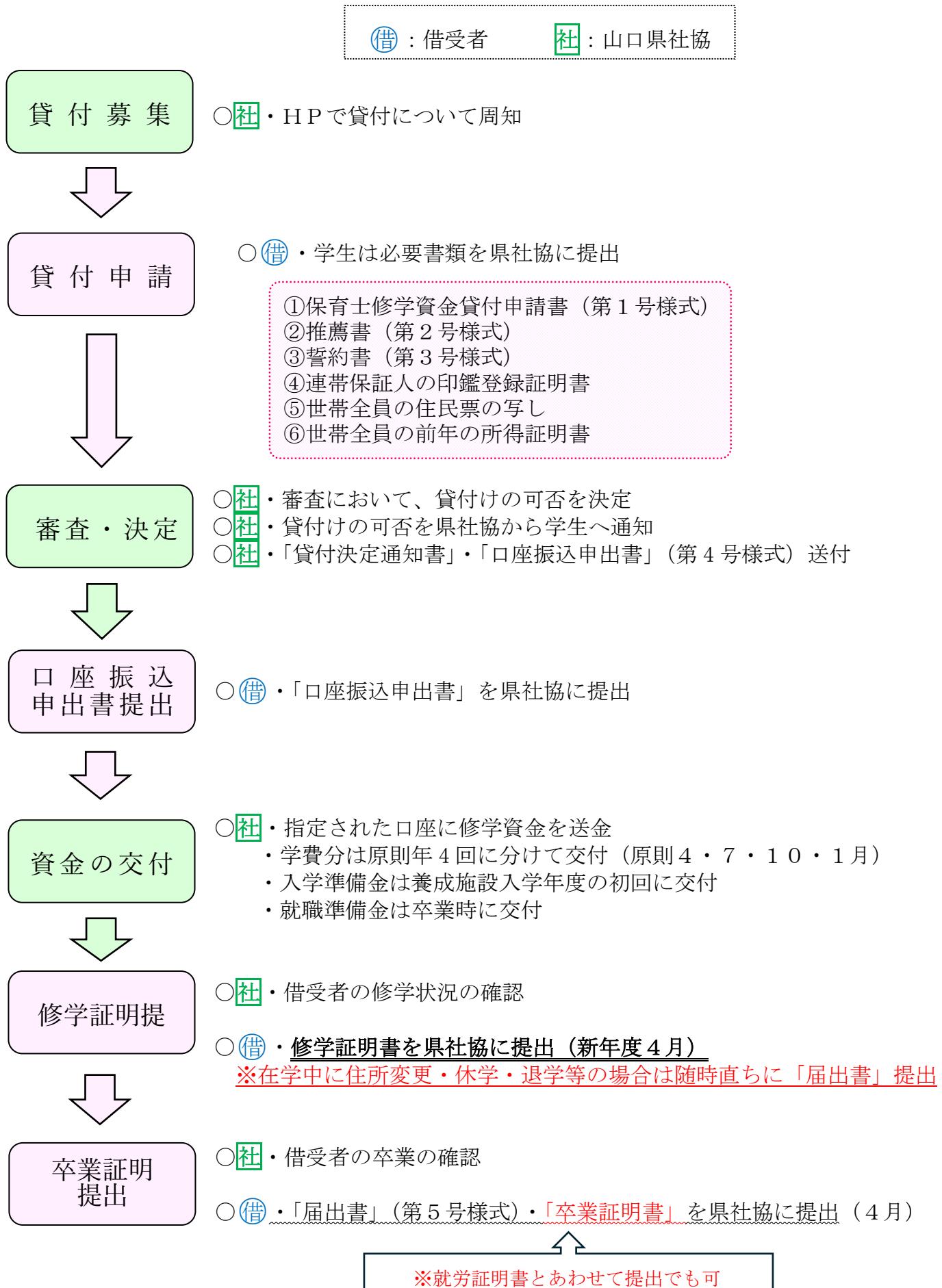


申請から卒業までの流れ



卒業から返還免除までの流れ

卒 業 後

〔借〕：借受者

〔社〕：山口県社協

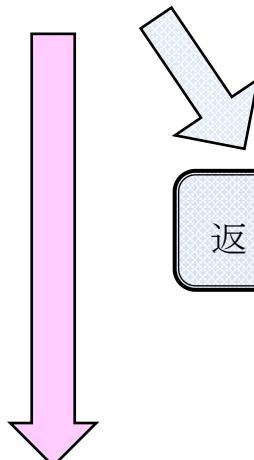
○卒業後、山口県内で保育士として従事したときの提出書類（直接県社協に提出）

- 〔借〕・届出書（第5号様式）（※保育士登録番号を記入）
- 〔借〕・就労証明書
- 〔借〕・保育士証の写し（登録手続き中の方は保育士証（写）のみ後日提出）

業 務 従 事

○山口県内の保育所等で保育士として児童の保護等の業務に5年間従事（過疎地・中高年離職者は3年間）

- 〔借〕・「従事状況の届出書」（第6号様式）
(1年に1回、毎年4月15日までに提出)
- 〔借〕・届出書（従事先変更・住所等変更・休職等の場合）



返
還

○退職後1年以内に山口県内の保育所等で対象業務に従事しなくなった場合

- 〔借〕・届出書、就労証明書提出
- 〔社〕・貸付決定解除通知書送付
- 〔借〕・返還申立書（第9号様式）提出→返還
(返還期間は貸付を受けた期間の2倍の期間以内)
- 〔社〕・返還完了後→返還完了のお知らせ送付

返還免除申請

○山口県内の保育所等で保育士として児童の保護等の業務に5年間従事した場合（過疎地・中高年離職者は3年間）

- 〔借〕・返還債務免除申請書（第8号様式）
- 〔社〕・就労証明書



返還免除決定

○返還免除の可否を審査し、申請者及び連帯保証人に通知

- 〔社〕・返還債務免除決定通知書

貸付後の各種手続き

次の事項が生じた場合は、速やかに県社協に届け出て下さい。

	事 項	提出書類	様 式	備 考 (添付書類等)
在 学 中	休学した時・停学の処分を受けた時	届 出 書	第 5 号様式	休学する期間・停学の期間が確認できる証明書を添付
	留年したとき（→返還猶予申請については届出書受理後、別途通知します。）	届 出 書	第 5 号様式	留年したことが確認できる証明書を添付
	休学・停学・留年し復学したとき	届 出 書	第 5 号様式	復学した日が確認できる証明書を添付
	退学したとき（→返還については届出書受理後、別途通知します。）	届 出 書	第 5 号様式	退学した日が確認できる証明書を添付
	貸付を辞退するとき	届 出 書	第 5 号様式	辞退する理由を記入
共 通	借受人及び連帯保証人の住所に変更があったとき	届 出 書	第 5 号様式	備考欄に変更前、変更後の住所を記入して下さい。 住民票の添付は不要
	借受人及び連帯保証人の氏名に変更があったとき	届 出 書	第 5 号様式	氏名変更の場合、戸籍抄本を添付
	借受人が死亡した時	届 出 書	第 5 号様式	連帯保証人が届出。死亡を確認できる書類（住民票除票・死亡届等）を添付
	連帯保証人を変更するとき	連帯保証人 変更承認 申請書	第 7 号様式	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から 3 か月以内）を添付
	返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった時	届 出 書	第 5 号様式	該当しなくなった理由を記入。 (退学・退職・従事業務変更等、日付けと事由を確認できる証明書等を添付)
	貸付けの目的を達成する見込みがなくなった時	届 出 書	第 5 号様式	理由を記入（退学・退職・従事業務変更等の、日付けと事由を確認できる証明書等を添付）
従 事 中	退職したとき	届 出 書	第 5 号様式	退職日が確認できる就労証明書を添付
	従事先を変更したとき (※退職・再就職：退職後、 1年以内に再就職した場合)	届 出 書	第 5 号様式	変更前の退職日が確認できる就労証明書と、変更後の入職日が確認できる就労証明書を添付
	休職するとき (産休・育休含む)	届 出 書	第 5 号様式	予定休職期間（産休・育休含む）を記入して下さい。
	復職したとき (産休・育休含む)	届 出 書	第 5 号様式	復職したときに、実際の休職期間（産休・育休含む）を記入して下さい。従事できなかつた期間を証明した就労証明書を添付
	就業している間	従事状況 届 出 書	第 6 号様式	1年に1回、毎年4月15日までに提出（要綱第10条）
	返還免除要件を満たしたとき	返還債務 免除申請書	第 8 号様式	就労証明書を添付
	返還免除要件を満たさず当該業務を退職したとき	届 出 書	第 5 号様式	退職日が確認できる就労証明書を添付
	業務上の事由により本人が死亡、又は疾病等により業務を継続できなくなったとき	返還債務 免除申請書	第 9 号様式	
			第 8 号様式	就労証明書・事由を証明できる書類を添付。死亡の場合は連帯保証人が提出